令和９年度　島根県立出雲高等学校
一般入学者選抜（一般選抜）　募集要項

１　求める生徒像

＜普通科・理数科共通＞
- 好奇心が旺盛で，基礎学力を有している生徒
- 感性豊かで，誠実に他者と関わることのできる生徒
- 進んで集団に貢献しようとする意欲のある生徒

＜理数科＞
- 数学や理科に関する事象や課題に向き合い，課題の解決に向けて積極的に挑戦する意欲のある生徒

２　選抜において重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

３　入学定員

普通科　240 名（6 学級）　理数科　40 名（1 学級）
ただし，普通科の地域外からの出願については，その合格者を普通科定員の 5%以内とする。

４　募集定員

入学定員から，総合選抜及びスポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数

５　出願

(1) 出願資格
次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当する者とする。
(ｱ) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
(ｲ) 令和９年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
(ｳ) 学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者

(2) 出願期間
ア　インターネット出願システムにより提出する書類
令和９年１月 25 日（月）から２月４日（木）12 時までとする。
イ　アによらない書類
令和９年２月１日（月）から２月４日（木）12 時までとする。
持込みの場合：２月１日（月），２月２日（火），２月３日（水）は９時から 17 時まで
２月４日（木）は９時から 12 時まで
郵送の場合：２月４日（木）12 時以降に届いたものについては，**２月３日（水）までの消印**があるものに限り受け付ける。

(3) 普通科への転居等に係る出願前手続
保護者又は志願者本人が出雲市以外に居住し，正当と認められる特別な理由がある場合に，**志願変更も含めて本校普通科へ出願する可能性がある者**は，転居等に係る地域認定願（様式第７号）を，次の期間内に本校校長へ提出すること。
令和９年１月 21 日（木）から１月 28 日（木）17 時まで（**必着**）

(4) 出願手続
ア　志願者は，次に掲げるものを，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書（様式第１号）	インターネット出願システム	(ｱ)　必要な情報の登録をもって提出とする。 (ｲ)　学力検査場について特別措置を願い出る場合（隠岐郡から本校を志願する場合）は，所定の欄に入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して，郵送又は持込み	・地域内居住確認届（様式第８号） （保護者の居住地は地域内であるが，正当と認められる理由により，保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者が地域内の高等学校を志願する場合） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類 （保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合） ・自己申告書（様式第 14 号）　　等

イ　在籍又は出身中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 （様式第2号）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の 記録等概要表 （様式第3号）		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し，アップロードする。 ・特色選抜で既に提出している中学校等も提出する。	
公立高等学校入学者選抜 出願者名簿 （様式第4号）		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し，アップロードする。 ・選抜の種類ごとに作成する。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて本校校長に提出する。	・地域内居住確認届（様式第8号） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 ・自己申告書（様式第14号） ・状況説明書（様式第15号）　　等

ウ　志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料2,200円を納付する。
特色選抜で合格内定とならなかった場合は，改めて公立高等学校に出願することができる。
その場合，インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

(5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願
保護者が県外に居住し，下記のア又はイに該当する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）に次の書類を添付して，在籍又は出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。
ア　保護者の転勤等による一家転住等，正当と認められる理由のある場合
(ｱ) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
(ｲ) 島根県内の居住地が分かる資料
イ　県内に居住している確かな身元引受人のある場合
身元引受人を保護者と見なし，身元引受人の居住地に応じて「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅰの4及び5に従うものとする。
(ｱ) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）
(ｲ) 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（いずれも，様式自由）
(ｳ) 身元引受人の住民票
ウ　保護者が既に県内に転住しているが，県外の中学校等から出願する場合
(ｱ) 保護者の住民票

(6) 自己申告書の提出
(ｱ) 志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や，すでに中学校等を卒業している場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。
自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。
(ｲ) 自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を他の提出書類とともに，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に本校校長へ提出しなければならない。
なお，在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に本校の学校名及び志願する学科名，在籍又は出身中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

(7) 長期欠席者等に配慮した選抜方法による出願
保護者が県内に居住している，又は県外に居住している場合であっても転勤等による一家転住等により保護者が県内に居住する予定のある中学校3年生（義務教育学校9年生）で，中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等のうち，個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合は，次の手続きによること。
(ｱ) この選抜方式を希望する志願者がいる場合，志願者が在籍する中学校等の校長は，志願先として検討している公立高等学校長に対し，志願者が長期にわたって欠席した期間・日数等の状況，中学校等在学中の学びの状況等について，原則として令和8年12月25日（金）までに電話等により事前連絡を行うこと。
(ｲ) (ｱ)を経た上で，志願者はインターネット出願システムにおいて指定欄にその旨を入力し，自己申告書（様式第14号）を在籍中学校等の校長に提出すること。在籍中学校等の校長は，志願者が提出した自己申告書に状況説明書（様式第15号）を加えて，所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出すること。
(8) その他
(ｱ) いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

6　志願変更

(1) 出願状況の発表

令和9年2月5日（金）の10時に，県教育委員会がホームページで出願者の状況を発表する。
また，**志願変更後**の出願者の状況を，2月18日（木）の14時に，同ホームページで発表する。

(2) 志願変更

出願をした者が希望する場合には，1回に限り，同一学校又は他の学校の課程，学科（部）に志願変更することができる。ただし，第1志望が変わらない変更は認めない。

(3) 志願変更受付期間

ア　出願先高等学校への申請期間は令和9年2月8日（月）から2月10日（水）17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

イ　志願変更先高等学校への出願期間は令和9年2月12日（金）から2月16日（火）17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

インターネット出願システムによらない書類の提出は，在籍又は出身中学校等の校長を経由して持込み又は郵送により提出する。ただし，郵送による場合は，**簡易書留速達**に限る。

持込みの場合：2月12日（金），2月15日（月），2月16日（火）の9時から17時までとする。

郵送の場合：2月16日（火）17時以降に届いたものについては，**2月15日（月）までの消印**があるものに限り受け付ける。なお，郵送の場合は，在籍又は出身中学校等の校長から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(4) 志願変更手続

ア　志願変更を希望する者は，インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に申請する。

イ　志願変更を承認された者は，「5　出願　(4)出願手続」のアに準じる書類を，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。ただし，以下の点に留意すること。

・同一学校内の他の課程，学科（部）に志願変更をする場合，次の①～③の書類を再度提出する必要はない。
　① 転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し
　② 地域内居住確認届（様式第8号）
　③ 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類
・所定の期間内に転居等に係る地域認定願（様式第7号）を提出していなかった者が，志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。ただし，保護者の転勤等による転住に伴い，地域外制限の設定校・学科への変更又は地域の変更を伴う志願変更が生じた場合には，「7　特別入学志願許可の取扱い」によること。

ウ　在籍又は出身中学校等の校長は，「5　出願　(4)出願手続」のイに準じる書類を，所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。ただし，以下の点に留意すること。

・公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第4号）は，志願変更用として志願変更により新たに出願する者のみ記載し，提出する。
・学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）は，当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する。

エ　その他

(ｱ) 志願変更手続においていったん受理した添付書類等及び受検料は返還しない。

(ｲ) 学力検査場について特別措置を願い出る場合は，インターネット出願システムにより入学願書を提出する際に，所定の欄に入力する。

(ｳ) いったん志願変更を申請した者は，志願変更を取りやめることはできない。また，所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは，一般選抜を辞退したものとみなす。その場合，在籍又は出身中学校等の校長は，出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第17号）を提出する。

(ｴ) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願，自己申告書の提出については，「5の(5)及び(6)」に準じる。

7　特別入学志願許可の取扱い

(1) 保護者の転勤等による転住によって，本県の公立高等学校へ所定の出願期間を過ぎて出願するときは，県教育委員会に願い出，公立高等学校特別入学志願許可書（様式第11号）によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を志願先の高等学校校長に提出しなければならない。

(2) 保護者の転勤等による転住に伴い，本校普通科への志願変更が生じた場合には，上記(1)の手続によるものとする。

※上記(1)及び(2)の取扱い期間は，令和9年2月12日（金）～2月16日（火）17時までとする。

8　出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は，在籍又は出身中学校等の校長は**速やかに本校校長に辞退届（様式第17号）を提出すること**。志願変更をした者が受検を辞退する場合には，志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

ただし，複数の学科へ順位をつけて出願している場合，一部の学科のみを辞退することはできない。

受付期間：原則として，令和9年3月2日（火）12時まで（速やかに届け出る）。
受付期間以降で判明した場合は，在籍又は出身中学校等の校長は出願先の高等学校長及び島根県教育委員会に直ちに電話連絡し，辞退届（様式第17号）を出願先の高等学校長に提出すること。

9　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和9年2月22日（月）から2月26日（金）

１０　学力検査及び選抜

(1) 実施期日及び教科とその配点

3月3日（水）	受　付	諸注意・入場	国　語	数　学
	8:30～8:50	8:50～9:15	9:20～10:10	10:30～11:20
	社　会	昼　食	英　語	理　科
	11:40～12:30		13:20～14:10	14:30～15:20

配点は，各教科とも 50 点満点とする。

(2) 選抜方法

(ｱ) 在籍又は出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書，学力検査成績等に基づいて，高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(ｲ) 個人調査報告書と学力検査の比率は，40：60 とする。

(3) その他

「5　出願　(7) 長期欠席者等に配慮した選抜方法による出願」による受検者については，学力検査終了後に面接を実施する。

１１　追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という）当日の特別措置によっても対応できず，やむを得ず学力検査を欠席した者のうち，次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当し，追検査の受検を希望する者。ただし，学力検査の一部でも受検した者は除く。

(ｱ) 学校保健安全法施行規則第 18 条において，学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(ｲ) 本検査当日の災害，不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

在籍又は出身中学校等の校長は，次の手続きを行う。

(ｱ) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり，追検査の受検を希望する者がいる場合，ただちに出願先高等学校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。

ただし，検査場特措を願い出た者については，学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(ｲ) 中学校等の校長は，以下のものを，3 月 4 日（木）午前 10 時までに出願先高等学校長に提出する。ただし，検査場特措を願い出た場合は，学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- 追検査受検願（様式第 18 号）　1 部
- 証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。）　1 部
- 追検査受検者名簿（様式第 19 号）　3 部

なお，(1)の(ｲ)等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は，代わりに，中学校等の校長が証明する「申告書」（様式第 18 号の 2）を提出すること。

(3) 実施期日及び検査内容

令和 9 年 3 月 9 日（火）の 1 日のみとし，学力検査の実施教科，実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。面接等を実施する場合は，学力検査終了後引き続いて行う。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は，島根県教育委員会及び松江市教育委員会が定める。

１２　合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は，在籍又は出身中学校等の校長は，原則として令和 9 年 3 月 10 日（水）12 時までに，本校校長に辞退届（様式第 17 号）を提出すること。その際，中学校長等の持込みによる提出を原則とするが，何らかの理由で郵送により提出する場合は，中学校等の校長から受検先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

なお，合格発表前辞退者の第 2 次募集への出願は認めない。

１３　合格発表

令和 9 年 3 月 12 日（金）10 時とする。合格者へは，本校校長から在籍又は出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第 24 号）により通知する。なお，インターネット出願システムによっても確認できる。

１４　注意事項

(1) 入学の意思表示

令和 9 年 3 月 25 日（木）の入学予定者の登校日に「入学確約書」（合格通知書に同封した書類）を提出して入学の意思を表示すること。意思表示がない場合は合格を取り消すことがある。

(2) 入学予定者の登校日

令和 9 年 3 月 25 日（木）

入学予定者は**保護者同伴**で登校すること。その際，合格通知にあわせて配付する「入学のてびき」に指示しているものを持参すること。

やむを得ず本人が欠席する場合は，在籍若しくは出身中学校等又は保護者を通じて，あらかじめ欠席の理由を届け出ること（電話での届出可）。その場合も，保護者は出席すること。

１５　入学者選抜学力検査結果の本人提供

受検者は，本人の入学者選抜学力検査の結果について，次のとおり提供の申し出を行うことができる。

(1) 提供の申出ができる個人情報
令和9年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

(2) 提供の申出を行うことができる者
受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

(3) 原則として4月中の土曜日，日曜日及び国民の祝日を除く期間とし，令和9年度は以下のとおりとする。
入学式の翌日以降から4月30日（金）までの指定した日とする。

(4) 提供を行う時間
原則として，9時から17時までとする。

(5) 提供の申出ができる場所
一般選抜における，受検先の公立高等学校とする。

(6) 本人の確認
受検票の提示を必要とする。
受検票の紛失により提示できない場合は，高等学校長の判断により，次の①及び②を提示することで，提供をうけることができるものとする。
① 生徒証（写真により本人確認が可能なもの）
② 合格通知書（本人氏名と受検番号が明示されているもの）

(7) 本人提供の方法
受検者本人であることを確認した上で，学力検査得点票（様式第29号）により直ちに本人に提供する。
提供方法は閲覧のみで，写しは交付しないが，受検者本人がメモを取ることは問題ない。

１６　入学者選抜に関する照会先

出雲市今市町1,800番地（郵便番号693-0001）　出雲高等学校 教務部入試担当（TEL　0853-21-0008）